

特定生産緑地(流山市)の解除

令和8年1月20日

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したため、
同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

番号	位 置	生産緑地 地区番号	面積		備 考	
			特定生産緑地			
			既に指定されている区域	解除する区域		
R4-69	流山市三輪野山地内	69	約 3,093 m ²	約 660 m ²		

「区域は解除図表示のとおり」